

平成29年(2017年)1月31日

就学前教育検討部会資料

就学前教育検討部会中間とりまとめ (たたき台)

当部会で検討すべきとされた事項について今日までの検討状況を取りまとめたので報告する。子ども・子育て会議(全体会)でより議論を深めていただき、区は、その結果を踏まえるとともに検討の過程での意見等を斟酌し、子ども・子育て支援事業計画へ反映し、あるいは、その実現に向け取り組まれることを望むものである。

I 部会検討事項

■就学前教育の質の向上について

- 1 教育・保育の質の向上の取組みについて
- 2 保幼小連携による教育の推進について
- 3 就学前の特別支援教育の充実について
- 4 区の果たすべき役割について

II 就学前教育の現状と課題

1 幼児期の教育・保育の現状

幼児期は、健康な心と体を育て、生きる力の基礎となる基本的な生活習慣・思考力・社会性や規範意識など、生涯にわたる人格形成の基礎を身に付ける重要な時期である。

家庭は子どもの育ちを支える基盤であり、子どもは家庭における家族とのふれあいを通じて基本的な生活習慣や規範意識などを身に付けていくことになる。

しかし、核家族化や少子化の進行、地域とのつながりの希薄化、生活スタイルの多様化など、家庭教育や子育てを支える環境が大きく変化し厳しい状況にある。

このため幼稚園や保育園などの幼児教育の重要性が増し、期待も大きくなっている。また、小学校との連携の強化など、子どもの育ちに合わせて、幼稚園・保育園と関係機関の連携の必要性も高くなっている。

■教育・保育の環境

保護者の状況に応じて多様なニーズに応えつつ子どもの確かな成長を支えるため、幼稚園・保育園をはじめ様々な育児・教育の支援サービスがあり、集団での保育・学習の機会と保護者の子育て支援機能を担っている。

中野区では、3歳～5歳児の9割以上が幼稚園または保育園に通い、それ以外の子どもは、療育サービスや在宅で養護を受けている。

改訂予定の幼稚園教育要領と保育所保育指針のもと、中野区に育つすべての子どもが幼児期にふさわしい教育・保育を受けられるよう教育内容の充実を図る必要がある。

■小学校への接続

小学校へ入学すると、それまでの幼稚園・保育園などの生活との違いにより、学校での集団生活にうまく適応できない子どもも見受けられる。

子どもたちが新しい環境に適応する力を育てていくことが大切である。

■特別支援教育

発達の遅れや障害など特別な支援が必要な子どもが増加し療育センターの「アポロ園」や「ゆめなりあ」が幼稚園・保育園等の巡回相談等を行っているほか、すこやか福祉センターが中心となって学校との引継ぎ(申送り)等を行っているが、療育の面だけでなく集団生活の中での支援のあり方など心理職等との連携も必要となっている。保護者との共通認識が持てないケースもあり、一人ひとりの状況に応じた対応に苦慮する状況も見られる。更に特別な支援が必要な子どもが希望する幼稚園や保育園に入園できないケースも見られ、受け入れ体制の整備を推進していくことが急務となっている。

2 就学前教育に係る課題

第一に、子どもたちの成長の場となっている幼稚園・保育園における教育・保育の質の向上を図ると共に、小学校での集団学習を見通し、家庭への支援の充実と、幼稚園・保育園と学校教育との接続を円滑に進めることが必要である。

第二に、特別な支援が必要な子どもに対してできるだけ早期に適切な支援を行うことである。また、教育と療育が連携し、乳幼児期から学齢期に至る切れ目のない効果的な支援のあり方を再構築し、教育・保育・療育の効果を高めていく必要がある。

第三に、第一・第二を進めていくためにも、就学前から学齢期にわたって家庭との共通理解を深め、地域の理解・協力のもと教育・保育・療育の関係各機関等における課題や目標に対する共通認識と連携の強化が必要である。

Ⅲ 就学前教育の向上に向けた取組

1 教育・保育の質の向上

(1) 目指すべき目標の共有等

幼稚園・保育園それぞれの教育・保育の基礎とすべき幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、幼稚園・保育園、公立私立を問わず、中野区の子どもたちの確かな成長の目標について共通理解を進め保護者等に明示すべきである。そのうえで、幼稚園、保育園それぞれの特性を生かした特色豊かな教育・保育を多種多彩に展開することが望ましい。

また、保育園や幼稚園を利用していない家庭に対しても、相談や仲間づくりなど在宅育児への支援を強化していく必要がある。

あわせて、いわゆる小1プロブレムなど小学校入学時の諸課題を解消するための教育・保育や小学校での取組み、接続のあり方等について明らかにし、保護者との理解を図りつつ、関係機関の連携を強化すべきである。

(2) 教育・保育の質の向上を図る取組

① 各園における質の向上に向けた取組

- 実践研究、研修等の充実
- 療育施設など福祉関係機関との連携強化

② 就学前プログラムの改訂

- 小学校への接続を見据えた、子どもに育成すべき能力・養うべき資質の共通確認と、幼児期の特性を踏まえたプログラム等の充実

③ 合同研究の実効性の改善・成果の有効活用

- 幼保等合同の実践的な研究、実践交流
- 経験の蓄積と継承のしくみづくり
- 幼保合同実践モデル園の試み

④ 保幼小連携の強化・推進

- 保幼小連携の拡充

- スタートプログラム、合同研究、研修等の共有・企画・検証
- 学校公開、保育園・幼稚園公開
- ⑤ 研修の拡充など人材育成のしくみづくり
- ⑥ 保護者との共通理解、家庭への支援の充実
 - 教育相談、集団保育体験
 - 実践研究や成果の合同PR
 - 子育てひろば事業、地域育成団体、療育施設等との連携

2 特別支援教育の充実

(1) 一貫した特別支援教育の推進

障害者差別解消法や発達障害者支援法を踏まえ、発達の遅れや障害等に関する理解を関係者間で共有しつつ、法の趣旨に即した合理的配慮を、公私を問わず幼稚園・保育園そして学校の各現場において徹底し、子ども一人ひとりに応じた教育・保育の機会の提供に努めていく必要がある。

また、子どもたちの確かな成長にとって必要なきめ細かな教育・保育の実現のために、特に集団保育と個々への支援のあり方について明らかにしつつ、提供する教育・保育の質を高めるとともに、療育的・医学的な知見などの情報や助言等の提供も行いながら、保護者との共通理解を図っていくことが不可欠である。

そのため、区や関係機関は保育園・幼稚園に対して、早期の段階から区としての目指すべき姿を明らかにし、必要な支援や調整を行っていく。

(2) 特別支援教育の充実を図る取組

- ① 保育園、幼稚園における特別支援教育の拡充
 - 受け入れ体制の整備・拡充
- ② 申し送り・個別支援計画の有効活用
 - 情報の申し送り・個別支援計画等を有効活用するしくみの見直し、連携強化の再構築
 - 区における相談の実施と関係機関による対応方針の共有

○アセスメント等、医学的関与のしくみづくり

③ 療育支援の拡充

○療育センターによる巡回指導に加え、心理職などの専門相談の実施

○集団指導・相談、グループ交流等、家庭支援の充実

○中野特別支援学校、相談支援事業所等との連携強化

○相談支援利用計画の活用のしくみづくり

④ 研修、ケース検討の充実、モデル園等の試み

⑤ 保護者等への支援の強化、理解促進

○各園等における個別対応の拡充

○巡回指導等の拡充

○成果・取組等の保護者への周知

3 保幼小連携による教育の推進

(1) 目標の共有と連携体制の整備

特別支援教育を含め目指すべき教育・保育の目標の実現に向けて幼稚園・保育園等の取組み効果を上げていくためには、目標等の策定過程に関係者が関わる事が重要であり、しかも、保護者等と共通のものとなっている必要がある。

目標達成に向けた具体的な取組みについても、連携・合同して、企画・実践し、その検証も定期的に行い次へ反映していけるような体制やしくみを整備し、組織的に持続的な取組みを積み上げていくようにすべきである。

あわせて、そうした取組みや成果について、保護者等へ伝え実践に裏打ちされた理解の促進を図り、子どもたちへの願いや教育目標等を共有しながら教育・保育の担い手として協力連携していくパートナー関係を構築していく必要がある。

(2) 保幼小連携による教育の推進を図る取組

① 保幼小連携の強化

○小学校区単位での連携強化

○学校体験

○小学校におけるスタートプログラムの策定

- 学校からの幼稚園・保育園への情報提供
- ② 幼稚園・保育園と小学校との接続への対応強化
 - 就学前プログラム改訂に基づくスタートプログラム策定
 - 学校公開、幼稚園・保育園公開
- ③ 保幼小間の共通理解の促進
 - ケース検討などの研修等
 - 実践交流、新採教員による幼稚園・保育園体験研修
 - 保幼小の連携モデル地区の試み
- ④ 保護者・地域との共通理解、連携の拡大
 - 協働の取組みの試み
 - 成果の発信・普及

4 区の果たすべき役割

以上、Ⅱの1～3の実現に向け、区が果たすべき主な役割としては、以下のよう
なものが考えられる。

(1) 教育・保育の質の向上

- ①教育・保育の目標の策定と推進体制の構築・運用
 - 教育・保育に係る目標の策定と、公私、幼稚園・保育園、小学校の共通認
識の形成
 - 各種プログラムの作成等を通じた協働の実践
 - 研修、交流等のしくみづくり、運営
- ②多様な教育・保育、子育て支援の拡充
 - 幼稚園・認定こども園・認可保育園ほか地域型保育事業、休日延長保育、
病児病後児保育等の多様な教育・保育環境の整備
 - 幼稚園での一時預かり、保育園等での子育て相談・体験保育、相談支援事
業、子育てひろば事業等、在宅育児支援のサービスの拡充
 - 公私格差によって教育・保育の機会に差が生じないような支援
 - 幼稚園入園にあたっての相談支援窓口の設置

(2) 特別支援教育の充実

①受入れ拡大の支援

- 施設整備や人的配置など財政面も含めた支援の拡充
- 巡回指導等の拡充
- 研修、実践交流等の機会の拡充

②切れ目のない支援のしくみと体制の構築

- 乳幼児期から学齢期までの一貫した支援、早期発見早期対応のしくみ
- 関係医療機関の連携体制の構築
- 就園にあたっての相談支援体制の強化

③養育支援の拡充

④保護者の理解促進

- 障害等に係る保護者や地域の理解の促進

(3) 保幼小連携による教育の推進、保護者・地域との連携の推進

①保幼小連携の拡充

②幼稚園・保育園と小学校との接続円滑化の促進

③取組み成果や障害等理解に関する普及啓発の推進

(4) 区の推進体制の確立

区立直営の幼稚園・保育園等の有無に関らず、以上に責任を持つ組織体制を確立・明示し、取組みを主導する。